

2024
03
March



CLIENT

No.379



弊法人からの連絡事項

- ・『確定申告のお知らせ』メールの送信予定

P1・2

税務トピックス

- ・インボイス制度の医院・クリニックの対応について②

P3

労務トピックス

- ・スタッフの研修で活用できる助成金について

P5

Q&A ～皆様からのご質問にお応えします～

- ・医療機器の引き取り NG

P6

税務トピックス

- ・財産債務調書と国外財産調書について

P4



弊法人からの連絡事項

- ・Amazon 他 EC サイトの適格請求書の取得について

P7

『確定申告のお知らせ』メールの送信予定

『確定申告のお知らせ』について

令和5年分確定申告につきまして、ご協力いただきありがとうございました。決定した納税額のお知らせとして、順次『確定申告のお知らせ』をメールにてお送りいたします。

内容についてご不明な点がございましたら、お早めに担当者までご連絡ください。

添付するPDFのパスワードは医院・クリニック電話番号の下4桁を設定しております。



① 『確定申告のお知らせ』

納税額等のお知らせとしてお送りする各表（次の②③④）の解説を記載しております。

各税金の納付日が明記されておりますので、ご確認ください。

令和 年分 申告税額比較表				
コード	0101 ~ 1001	氏名	日本 太郎 様	
申告方法	一般納税 (国民年金法適用)	所得区分	給与所得	
項目	令和5年分	令和4年分	差額	備考
所得				
給与所得	17,432,000	16,734,000	698,000	
雑所得	0	0	0	
控除				
社会保険料	1,001,250	912,000	89,250	
住民税	880,000	880,000	0	
所得控除	100,000	100,000	0	
基礎控除	35,000	35,000	0	
合計	17,432,000	16,734,000	698,000	
課税される所得金額	16,430,750	15,822,000	608,750	
所得税	630,000	630,000	0	
住民税	880,000	880,000	0	
内 け から け ま で の 納 付 金 額	3,101,250	2,912,000	189,250	
還付金	0	0	0	
合計	3,101,250	2,912,000	189,250	
課税される所得金額	14,280,000	13,910,000	370,000	
控除される所得金額	3,178,000	3,004,000	174,000	
所得控除	0	0	0	
社会保険料	0	0	0	
住民税	0	0	0	
所得控除	0	0	0	
基礎控除	0	0	0	
合計	0	0	0	
課税される所得金額	14,280,000	13,910,000	370,000	
控除される所得金額	3,178,000	3,004,000	174,000	
所得控除	0	0	0	
社会保険料	0	0	0	
住民税	0	0	0	
所得控除	0	0	0	
基礎控除	0	0	0	
合計	0	0	0	
課税される所得金額	14,280,000	13,910,000	370,000	
控除される所得金額	3,178,000	3,004,000	174,000	
所得控除	0	0	0	
社会保険料	0	0	0	
住民税	0	0	0	
所得控除	0	0	0	
基礎控除	0	0	0	
合計	0	0	0	
課税される所得金額	14,280,000	13,910,000	370,000	
控除される所得金額	3,178,000	3,004,000	174,000	
所得控除	0	0	0	
社会保険料	0	0	0	
住民税	0	0	0	
所得控除	0	0	0	
基礎控除	0	0	0	
合計	0	0	0	
課税される所得金額	14,280,000	13,910,000	370,000	
控除される所得金額	3,178,000	3,004,000	174,000	
所得控除	0	0	0	
社会保険料	0	0	0	
住民税	0	0	0	
所得控除	0	0	0	
基礎控除	0	0	0	
合計	0	0	0	
課税される所得金額	14,280,000	13,910,000	370,000	
控除される所得金額	3,178,000	3,004,000	174,000	
所得控除	0	0	0	
社会保険料	0	0	0	
住民税	0	0	0	
所得控除	0	0	0	
基礎控除	0	0	0	
合計	0	0	0	
課税される所得金額	14,280,000	13,910,000	370,000	
控除される所得金額	3,178,000	3,004,000	174,000	
所得控除	0	0	0	
社会保険料	0	0	0	
住民税	0	0	0	
所得控除	0	0	0	
基礎控除	0	0	0	
合計	0	0	0	
課税される所得金額	14,280,000	13,910,000	370,000	
控除される所得金額	3,178,000	3,004,000	174,000	
所得控除	0	0	0	
社会保険料	0	0	0	
住民税	0	0	0	
所得控除	0	0	0	
基礎控除	0	0	0	
合計	0	0	0	
課税される所得金額	14,280,000	13,910,000	370,000	
控除される所得金額	3,178,000	3,004,000	174,000	
所得控除	0	0	0	
社会保険料	0	0	0	
住民税	0	0	0	
所得控除	0	0	0	
基礎控除	0	0	0	
合計	0	0	0	
課税される所得金額	14,280,000	13,910,000	370,000	
控除される所得金額	3,178,000	3,004,000	174,000	
所得控除	0	0	0	
社会保険料	0	0	0	
住民税	0	0	0	
所得控除	0	0	0	
基礎控除	0	0	0	
合計	0	0	0	
課税される所得金額	14,280,000	13,910,000	370,000	
控除される所得金額	3,178,000	3,004,000	174,000	
所得控除	0	0	0	
社会保険料	0	0	0	
住民税	0	0	0	
所得控除	0	0	0	
基礎控除	0	0	0	
合計	0	0	0	
課税される所得金額	14,280,000	13,910,000	370,000	
控除される所得金額	3,178,000	3,004,000	174,000	
所得控除	0	0	0	
社会保険料	0	0	0	
住民税	0	0	0	
所得控除	0	0	0	
基礎控除	0	0	0	
合計	0	0	0	
課税される所得金額	14,280,000	13,910,000	370,000	
控除される所得金額	3,178,000	3,004,000	174,000	
所得控除	0	0	0	
社会保険料	0	0	0	
住民税	0	0	0	
所得控除	0	0	0	
基礎控除	0	0	0	
合計	0	0	0	
課税される所得金額	14,280,000	13,910,000	370,000	
控除される所得金額	3,178,000	3,004,000	174,000	
所得控除	0	0	0	
社会保険料	0	0	0	
住民税	0	0	0	
所得控除	0	0	0	
基礎控除	0	0	0	
合計	0	0	0	
課税される所得金額	14,280,000	13,910,000	370,000	
控除される所得金額	3,178,000	3,004,000	174,000	
所得控除	0	0	0	
社会保険料	0	0	0	
住民税	0	0	0	
所得控除	0	0	0	
基礎控除	0	0	0	
合計	0	0	0	
課税される所得金額	14,280,000	13,910,000	370,000	
控除される所得金額	3,178,000	3,004,000	174,000	
所得控除	0	0	0	
社会保険料	0	0	0	
住民税	0	0	0	
所得控除	0	0	0	
基礎控除	0	0	0	
合計	0	0	0	
課税される所得金額	14,280,000	13,910,000	370,000	
控除される所得金額	3,178,000	3,004,000	174,000	
所得控除	0	0	0	
社会保険料	0	0	0	
住民税	0	0	0	
所得控除	0	0	0	
基礎控除	0	0	0	
合計	0	0	0	
課税される所得金額	14,280,000	13,910,000	370,000	
控除される所得金額	3,178,000	3,004,000	174,000	
所得控除	0	0	0	
社会保険料	0	0	0	
住民税	0	0	0	
所得控除	0	0	0	
基礎控除	0	0	0	
合計	0	0	0	
課税される所得金額	14,280,000	13,910,000	370,000	
控除される所得金額	3,178,000	3,004,000	174,000	
所得控除	0	0	0	
社会保険料	0	0	0	
住民税	0	0	0	
所得控除	0	0	0	
基礎控除	0	0	0	
合計	0	0	0	
課税される所得金額	14,280,000	13,910,000	370,000	
控除される所得金額	3,178,000	3,004,000	174,000	
所得控除	0	0	0	
社会保険料	0	0	0	
住民税	0	0	0	
所得控除	0	0	0	
基礎控除	0	0	0	
合計	0	0	0	
課税される所得金額	14,280,000	13,910,000	370,000	
控除される所得金額	3,178,000	3,004,000	174,000	
所得控除	0	0	0	
社会保険料	0	0	0	
住民税	0	0	0	
所得控除	0	0	0	
基礎控除	0	0	0	
合計	0	0	0	
課税される所得金額	14,280,000	13,910,000	370,000	
控除される所得金額	3,178,000	3,004,000	174,000	
所得控除	0	0	0	
社会保険料	0	0	0	
住民税	0	0	0	
所得控除	0	0	0	
基礎控除	0	0	0	
合計	0	0	0	
課税される所得金額	14,280,000	13,910,000	370,000	
控除される所得金額	3,178,000	3,004,000	174,000	
所得控除	0	0	0	
社会保険料	0	0	0	
住民税	0	0	0	
所得控除	0	0	0	
基礎控除	0	0	0	
合計	0	0	0	
課税される所得金額	14,280,000	13,910,000	370,000	
控除される所得金額	3,178,000	3,004,000	174,000	
所得控除	0	0	0	
社会保険料	0	0	0	
住民税	0	0	0	
所得控除	0	0	0	
基礎控除	0	0	0	
合計	0	0	0	
課税される所得金額	14,280,000	13,910,000	370,000	
控除される所得金額	3,178,000	3,004,000	174,000	
所得控除	0	0	0	
社会保険料	0	0	0	
住民税	0	0	0	
所得控除	0	0	0	
基礎控除	0	0	0	
合計	0	0	0	
課税される所得金額	14,280,000	13,910,000	370,000	
控除される所得金額	3,178,000	3,004,000	174,000	
所得控除	0	0	0	
社会保険料	0	0	0	
住民税	0	0	0	
所得控除	0	0	0	
基礎控除	0	0	0	
合計	0	0	0	
課税される所得金額	14,280,000	13,910,000	370,000	
控除される所得金額	3,178,000	3,004,000	174,000	
所得控除	0	0	0	
社会保険料	0	0	0	
住民税	0	0	0	
所得控除	0	0	0	
基礎控除	0	0	0	
合計	0	0	0	
課税される所得金額	14,280,000	13,910,000	370,000	
控除される所得金額	3,178,000	3,004,000	174,000	
所得控除	0	0	0	
社会保険料	0	0	0	
住民税	0	0	0	
所得控除	0	0	0	
基礎控除	0	0	0	
合計	0	0	0	
課税される所得金額	14,280,000	13,910,000	370,000	
控除される所得金額	3,178,000	3,004,000	174,000	
所得控除	0	0	0	
社会保険料	0	0	0	
住民税	0	0	0	
所得控除	0	0	0	
基礎控除	0	0	0	
合計	0	0	0	
課税される所得金額	14,280,000	13,910,000	370,000	
控除される所得金額	3,178,000	3,004,000	174,000	
所得控除	0	0	0	
社会保険料	0	0	0	
住民税	0	0	0	
所得控除	0	0	0	
基礎控除	0	0	0	
合計	0	0	0	
課税される所得金額	14,280,000	13,910,000	370,000	
控除される所得金額	3,178,000	3,004,000	174,000	
所得控除	0	0	0	
社会保険料	0	0	0	
住民税	0	0	0	
所得控除	0	0	0	
基礎控除	0	0	0	
合計	0	0	0	
課税される所得金額	14,280,000	13,910,000	370,000	
控除される所得金額	3,178,000	3,004,000	174,000	
所得控除	0	0	0	
社会保険料	0	0	0	
住民税	0	0	0	
所得控除	0	0	0	
基礎控除	0	0	0	
合計	0	0	0	
課税される所得金額	14,280,000	13,910,000	370,000	
控除される所得金額	3,178,000	3,004,000	174,000	
所得控除	0	0	0	
社会保険料	0	0	0	
住民税	0	0	0	
所得控除	0	0	0	
基礎控除	0	0	0	
合計	0	0	0	
課税される所得金額	14,280,000	13,910,000	370,000	
控除される所得金額	3,178,000	3,004,000	174,000	
所得控除	0	0	0	
社会保険料	0	0	0	
住民税	0	0	0	
所得控除	0	0	0	
基礎控除	0	0	0	
合計	0	0	0	
課税される所得金額	14,280,000	13,910,000	370,000	
控除される所得金額	3,178,000	3,004,000	174,000	
所得控除	0	0	0	
社会保険料	0	0	0	
住民税	0	0	0	
所得控除	0	0	0	
基礎控除	0	0	0	
合計	0	0	0	
課税される所得金額	14,280,000	13,910,000	370,000	
控除される所得金額	3,178,000	3,004,000	174,000	
所得控除	0	0	0	
社会保険料	0	0	0	
住民税	0	0	0	
所得控除	0	0	0	
基礎控除	0	0	0	
合計	0	0	0	
課税される所得金額	14,280,000	13,910,000	370,000	

令和 年分 納税予定表

コード : 4322 - 3311
 税 目 : 日本 国税 税
 申告方法 : 一般青色 日本タレックス税理士法人

納税	年 分	納税額	納税額	納税額	納税額
3月					
4月					
5月					
6月					
7月					
8月					
9月					
10月					
11月					
12月					
1月					
2月					
3月					
4月					
5月					
6月					
7月					
8月					
9月					
10月					
11月					
12月					
1月					
2月					
3月					
4月					
5月					
6月					
7月					
8月					
9月					
10月					
11月					
12月					
1月					
2月					
3月					
4月					
5月					
6月					
7月					
8月					
9月					
10月					
11月					
12月					
1月					
2月					
3月					
4月					
5月					
6月					
7月					
8月					
9月					
10月					
11月					
12月					
1月					
2月					
3月					
4月					
5月					
6月					
7月					
8月					
9月					
10月					
11月					
12月					
1月					
2月					
3月					
4月					
5月					
6月					
7月					
8月					
9月					
10月					
11月					
12月					
1月					
2月					
3月					
4月					
5月					
6月					
7月					
8月					
9月					
10月					
11月					
12月					
1月					
2月					
3月					
4月					
5月					
6月					
7月					
8月					
9月					
10月					
11月					
12月					
1月					
2月					
3月					
4月					
5月					
6月					
7月					
8月					
9月					
10月					
11月					
12月					
1月					
2月					
3月					
4月					
5月					
6月					
7月					
8月					
9月					
10月					
11月					
12月					
1月					
2月					
3月					
4月					
5月					
6月					
7月					
8月					
9月					
10月					
11月					
12月					
1月					
2月					
3月					
4月					
5月					
6月					
7月					
8月					
9月					
10月					
11月					
12月					
1月					
2月					
3月					
4月					
5月					
6月					
7月					
8月					
9月					
10月					
11月					
12月					
1月					
2月					
3月					
4月					
5月					
6月					
7月					
8月					
9月					
10月					
11月					
12月					
1月					
2月					
3月					
4月					
5月					
6月					
7月					
8月					
9月					
10月					
11月					
12月					
1月					
2月					
3月					
4月					
5月					
6月					
7月					
8月					
9月					
10月					
11月					
12月					
1月					
2月					
3月					
4月					
5月					
6月					
7月					
8月					
9月					
10月					
11月					
12月					
1月					
2月					
3月					
4月					
5月					
6月					
7月					
8月					
9月					
10月					
11月					
12月					
1月					
2月					
3月					
4月					
5月					
6月					
7月					
8月					
9月					
10月					
11月					
12月					
1月					
2月					
3月					
4月					
5月					
6月					
7月					
8月					
9月					
10月					
11月					
12月					
1月					
2月					
3月					
4月					
5月					
6月					
7月					
8月					
9月					
10月					
11月					
12月					
1月					
2月					
3月					
4月					
5月					
6月					
7月					
8月					
9月					
10月					
11月					
12月					
1月					
2月					
3月					
4月					
5月					
6月					
7月					
8月					
9月					
10月					
11月					
12月					
1月					
2月					
3月					
4月					
5月					
6月					
7月					
8月					
9月					
10月					
11月					
12月					
1月					
2月					
3月					
4月					
5月					
6月					
7月					
8月					
9月					
10月					
11月					
12月					
1月					
2月					
3月					
4月					
5月					
6月					
7月					
8月					
9月					
10月					
11月					
12月					
1月					
2月					
3月					
4月					
5月					
6月					
7月					
8月					
9月					
10月					
11月					
12月					
1月					
2月					
3月					
4月					
5月					
6月					
7月					
8月					
9月					
10月					
11月					
12月					
1月					
2月					
3月					
4月					
5月					
6月					
7月					
8月					
9月					
10月					
11月					
12月					
1月					
2月					
3月					
4月					
5月					
6月					
7月					
8					

今回は、2023年10月号※の続きとして、皆様からいただいた買い手側に関する問い合わせ内容や注意点等をいくつかご紹介いたします。**対象は、消費税の申告方式が「一般（本則）課税」のお客様のみです。**



※CLIENT
2023年10月号

■ 業務委託契約しているドクターからインボイスをもらえていますか？

給与とは異なり、仕入税額控除の対象です。委託先のドクター個人が適格請求書発行事業者に登録している場合は、必ずインボイスをもらってください。

毎月請求書を受領していないケースでは、家賃の取扱いと同様、業務委託契約書の覚書を作成し、インボイスの記載要件を補完してください。

契約を検討する際も、インボイスが発行できるか確認し、未登録の場合は内税で報酬額を取り決める等、相手と交渉をしてみましょう



■ 歯科医業従事者の紹介サービス「HANOWA」は給与扱いですが、インボイスが必要です。

HANOWAのサービスは、医院と勤務者で直接労働契約を締結するため、勤務者への支払いは給与扱いとなり、仕入税額控除の対象外です。

一方で、同時に発生するHANOWAのサービス利用料は、仕入税額控除の対象となりますので、インボイスが必要です。

■ インボイスをご自身でダウンロードするケースがあります。

公共料金については請求書とは別に、買い手側でインボイスを取得するケースがあります。

取得したインボイスは、ダウンロード後、印刷して月次資料として弊社までお送りください。PDFファイルはPCへ保存をお願いいたします。

例	東京電力	「ビジネスTEPCO」「暮らしTEPCO web」「Web検針票」でインボイスが発行できます。一部会員登録が必要です。	
	NTTファイナンス	原則「Webビリング」にて電子提供となります。まずは、Webビリングの登録が必要です。	

■ ECサイトでの購入は、販売元が適格請求書発行事業者に登録しているか確認しましょう。

運営元（楽天、amazon、ヤフー等）が登録していても、販売元が登録していなければインボイスを発行できません。インボイスの取得方法等の詳細は、本号7Pにてご確認ください。

インボイス制度は、売り手側の対応が事業者委ねられていることから、買い手側で必要な情報を取得していく姿勢が必要になります。複雑なケースもございますので、ご不明点があれば担当までお気軽にお問い合わせくださいませ。

令和5年12月31日時点で**一定の財産を所有**する方は、財産債務調書並びに国外財産調書を令和6年7月1日までに管轄の税務署長に提出しなければなりません。

財産債務調書の提出義務者について

提出対象者：所得金額により 2 種類のパターンがあります。

	パターン①	パターン②
所得	令和5年の確定申告等で退職所得を除く 各所得金額が2,000万円を超える場合	令和5年の確定申告等で退職所得を除く 各所得金額が2,000万円を超えない場合
判定	令和5年12月31日において保有する財産 の価額の合計額が3億円以上  又は 国外転出特例財産の合計額が1億円以上※	令和5年の12月31日において10億円以上の 財産を有する居住者の方

※国外転出特例対象財産とは、有価証券や医療法人への出資持分等を指します。

【留意事項】財産の価額の合計額からは**負債は控除しません。**

財産：3億円 負債：1億円の場合でも、3億円△1億円＝2億円が財産価額とはならず、3億円が財産価額となります。

チェックポイント

- ・保有財産は国内・国外を問いません。
 - ・財産の価額は12月31日時点の時価や見積価額で判定します。
 - ・クリニックで使用している財産のみならず、**クリニック以外の個人の財産も含めて判定**します。
 - ・主な財産の種類は下記の通りとなります。
- 事業用：クリニックの土地・建物・自動車・ユニット・レーザー・CT・X線・マイクロスコープ 等
- 事業外：土地、建物、自動車、現預金、有価証券、貸付金、書画骨とう美術工芸品、保険契約に関する権利、暗号資産 等

国外財産調書の提出義務者について

■ 提出対象者

令和5年の12月31日において5,000万円を超える**国外財産**を有する居住者の方

■ チェックポイント

- ※財産の種類は主に預貯金、動産や不動産、保険金や有価証券が対象
- ※国外にあるかどうかの判定は、財産の所在地や金融商品取引業者等の営業所等の所在等から判定
- ※財産債務調書と異なり所得要件はなし

まとめ

財産をイメージすると預貯金や土地・建物が思い浮かびますが、株や保険の返戻金や暗号資産など様々な財産が対象となります。一定以上の財産を所有されている方は提出漏れ等による罰則に注意が必要となります。

提出期限は6月末となりますが、提出対象の見込みがある方には確定申告後にお尋ねする場合がございますので、ご理解ご協力の程よろしく願いいたします。

クリニックのスタッフは、専門的な知識や技能を必要とし、新たなスタッフの確保は難しいのが現状です。その為、今ある人材を如何に活かすかが重要となります。スタッフに研修を行い新たな技術を身につけて頂くことで、クリニックの経営も安定につながります。

今回はスタッフのスキルアップを目的とした研修を行った際に活用できる助成金「**人材開発支援助成金**」をご紹介します。

人材開発支援助成金とは

事業主等が雇用するスタッフに対して、職務に関連した専門的な知識及び技能の習得を目的とした机上研修(OFF-JT)や実施研修(OJT)を行った場合に、その研修費用や研修期間中の賃金の一部を助成する制度です。

大きく7つのコースに分けられていますが今回はその中から「人材育成支援コース」を解説します。

■ 人材育成支援コース

職務に関連した知識・技能を習得させるための訓練を幅広く助成することで、企業内における人材育成を促進することを目的としています。職務に関連した10時間以上の訓練などが対象になります。

支給対象要件

- ①. 職務に関連した知識や技能習得のための**10時間以上のOFF-JT**
- ②. **中核人材を育てるため**に実施するOFF-JTやOJTを組み合わせた6ヶ月以上の訓練
- ③. **有期契約労働者等の正社員転換を目的**として実施するOFF-JTやOJTを組み合わせた2ヶ月以上の訓練

※この助成金はスタッフの計画的な職業能力開発に取り組む事業主等を支援するため、「職業能力開発推進者」の選任と「事業内職業能力開発計画」の策定・周知をしている事業主を対象としていますので、職業訓練実施計画届の提出までに選任・策定(※)・スタッフへの周知を行っていることが必要です。

中小企業の経費助成額・助成率

支給対象となる訓練		経費助成		賃金助成 (1人1時間当たり)	
			賃金要件又は 資格等手当要件を 満たす場合		賃金要件又は 資格等手当要件を 満たす場合
人材 育成 訓練	雇用保険被保険者 (有期契約労働者等を除く) の場合	45%	+15%	760円	+200円
	有期契約労働者等 の場合	60%	+15%		
	有期契約労働者等を 正規雇用労働者等へ 転換した場合	70%	+30%		



【ご参考】
厚生労働省HP

◆人材育成への積極的な取り組みは、スタッフのキャリア形成や能力アップにもなります。その際にスキルアップしたスタッフに対して正しい評価を行うことでスタッフの定着化、ひいては安定的なクリニック運営にも繋がります。ぜひ、人材開発支援助成金の活用を検討されてみてはいかがでしょうか。

助成金・補助金の相談は担当者までご連絡ください。

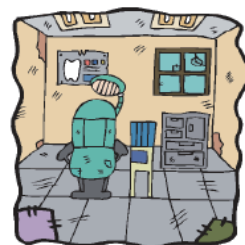
Question

クリニックの設備が古くなってきたので新しいものと交換しようと思います。大型の医療機器はディーラーでの下取りや引き取りができなくなったと聞きましたが、小型の医療機器であれば持って行ってくれるのでしょうか。

Answer

クリニックで使用している医療機器にはCTなどのレントゲン装置、ファイバースコープなどの検査機器、歯科用ユニットのように移動させることが難しいものから簡易的な診察台や手術台、血圧計や心電計のように小型で持ち運べるものなど大小さまざまなものがあります。

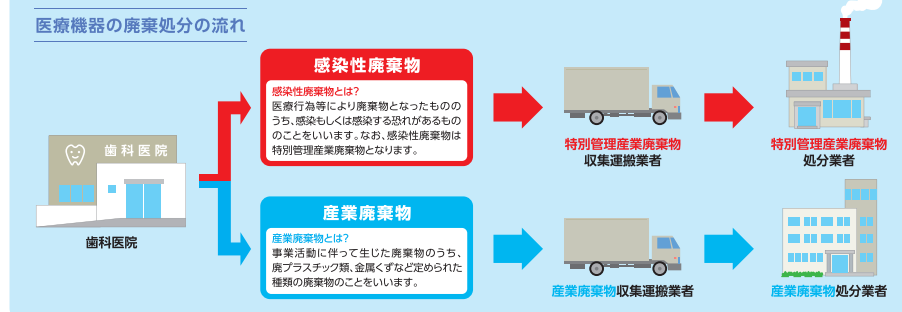
これらを手放す際は「産業廃棄物」の処分にあたりますので、小型のものであっても【産業廃棄物搬出、一時保管、分解・分別、廃棄処分】の許可を持たないディーラーが扱うことはできません。専門の産業廃棄物処理業者に依頼する必要があります。



■ 一例 歯科医院

? ご存じですか?

医療機器の廃棄処分は、法律で決められた方法で行わなければなりません。



引用：日本歯科器械工業協同組合
『歯科医療機器の廃棄物処理に関するガイドライン』

※引用元と弊社人における利害関係はございません。

環境省では、『感染性廃棄物とは、人が感染し、若しくは感染するおそれのある病原体が含まれ、若しくは付着している産廃物又はこれらのおそれのある廃棄物をいう。』と定めています。医療機関から排出される産業廃棄物には『感染症廃棄物』が多い点に特徴があります。

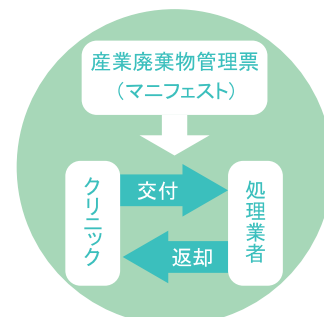
- ・医療行為等によって廃棄物となった脱脂綿、ガーゼ、包帯、ギブス、紙おむつ、布おむつ
- ・注射針、注射筒、輸液点滴セット、
- ・体温計、試験管等の検査器具、有機溶剤
- ・血液、臓器・組織

処理業者を選定する上での注意

産業廃棄物処理業者は自身でインターネット検索や、自治体へ問合せすることで探すことができますが以下の点に注意しましょう。

- ◆都道府県知事の許可である「産業廃棄物収集運搬業」の許可を取得しているか。
- ◆感染性廃棄物については「特別管理産業廃棄物収集運搬業」「特別管理産業廃棄物処理業」の許可を持っているか。
- ◆適切に処理したことを証明するマニフェストを発行しているか。
マニフェストとは、廃棄物の処理が適正に実施されたかどうか確認するための書類です。処理業者は、このマニフェストに対して委託された業務をいつ完了したかという情報を記載して返送することになっています。

不法投棄等のトラブルを防ぐためにも業者選びは慎重に行いましょう。



2023年10月よりインボイス制度が始まりました。それにより、ECサイトで事業用物品をご購入の場合、弊法人にお送り頂く資料について取り扱いが変わりましたのでご案内申し上げます。
※対象は、消費税の申告方式が「一般(本則)課税」のお客様のみです。

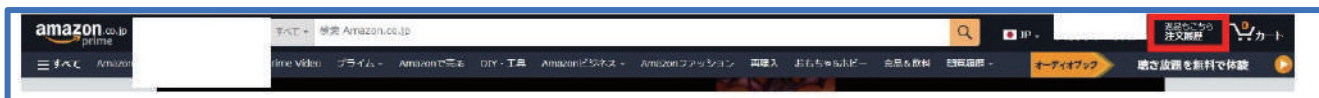
■ ECサイトからの請求書について

従前は、取引内容の確認としてECサイト発行の納品書等をお送り頂いておりましたが、ECサイトについてはECサイトの会社から購入する取引と出品をしている事業者から購入する取引が混在します。

その為、対象のお客様がECサイトで事業用物品をご購入の場合は、下記の手順から適格請求書の印刷をお願い致します。※楽天市場等他のECサイトも類似のお手続きとなります。

■ Amazonの場合

①注文履歴をクリック



②領収書等から「支払い明細書」をクリック



③適格請求書を印刷

適格請求書

発行者 -SHOP

請求書発行日 2023-10

請求書番号

合計

配送先住所

発行者 SHOP

大阪市東淀川区、大阪府、5330003

JP

登録番号: T3120

※amazonビジネスでは「適格請求書発行事業者である販売元」で絞り込み検索できるようになっています。

■年間の自費収入が、5,500万円(税込)を超えるお客様は、「一般(本則)課税」となることを事前にご案内致しております。消費税の申告方式がご不明な場合は、担当までお問い合わせください。

日本クレアス税理士法人 医療事業部

CLIENT 379 号

■発行日：2024年3月5日

■発行元：日本クレアス税理士法人 医療事業部

■URL：https://ca-medical.jp

■お問い合わせ先：電話 03-3593-3237 FAX 03-3593-3245



▼東京本社▼

〒100-6033 東京都千代田区霞が関3丁目2番5号 霞が関ビルディング33階
 電話(代表)：03-3593-3235 FAX：03-3593-3246

〈国内〉 東京/富山/群馬/千葉/大阪/兵庫/宮崎

日本クレアス税理士法人

日本クレアス社会保険労務士法人

弁護士法人日本クレアス法律事務所

株式会社コーポレート・アドバイザーズ M&A

株式会社コーポレート・アドバイザーズ・アカウンティング

株式会社結い財産サポート

日本クレアス行政書士法人